

被災建築物応急危険度判定 業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、地震等災害後の二次災害の拡大を未然に防止するため、被災建築物の応急危険度判定業務を行う応急危険度判定士の判定活動の協力等について、山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県建築士会（以下「乙」という。）において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士

山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、知事の認定を受けボランティアとして応急危険度判定を行うものをいう。

(応急危険度判定士名簿の作成等)

第3条 甲は、応急危険度判定士名簿を作成し、乙に通知するものとする。

(協力)

第4条 乙は、山形県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、応急危険度判定実施本部又は、支援本部からの要請があった場合において、応急危険度判定士に対して協力を要請するものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県土木部建築住宅課とし、乙においては社団法人山形県建築士会事務局とする。

(報告)

第6条 判定活動結果について、甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は平成 年 月 日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成10年4月8日

甲 山形県知事 高橋和雄

乙 社団法人山形県建築士会
会長 大泉治夫